

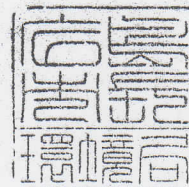
# 産業廃棄物処分量許可証

住所 広島市西区南観音四丁目10番22号

氏名 共栄美装株式会社  
代表取締役 沖本 頼政  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成28年 2月15日

許可の有効期限 平成33年 2月14日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (破碎) 以下 余白	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物 (水銀回収義務のあるものを除く。) を含み、自動車等破碎物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下 余白</p>

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H13. 7. 10	変更許可	H23. 1. 26	更新許可
H13. 11. 15	変更許可	H28. 1. 29	更新許可
H18. 2. 7	更新許可		

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考  
平成29年10月23日 法律の一部改正 (水銀関係) に伴う書換え